

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年9月9日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件 名

『世田谷区立新ＢＯＰにおける放課後児童健全育成業務にかかる労働者派遣
(単価契約)』

(2) 目的

世田谷区では、放課後の児童の安全・安心の活動の場として、世田谷区立新Ｂ
ＯＰにおいて放課後児童健全育成業務を実施しており、その運営を区の正規職員
及び会計年度任用職員等で担っている。

このうち、特に会計年度任用職員については、毎月募集を実施するなどの採用
活動を行っているところだが、必要な資格や技量を有し、かつ正規職員並みの日
数が勤務可能な人材を十分に確保することが困難なことから、今般、労働者派遣
による人材確保を行い、安定的な事業運営を図る。

この業務の実施にあたっては、61ヶ所の新ＢＯＰ学童クラブを3ブロックに分
け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する業務である。

(3) 契約内容

世田谷区立新ＢＯＰにおける放課後児童健全育成業務の従事者の派遣。

【派遣労働者の業務内容】

- (1) 児童の遊びと生活の指導に関すること。
- (2) 児童の安全管理、健康管理に関すること。
- (3) 児童の活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- (4) 要配慮児童の指導と関係機関等との連携に関すること。
- (5) 職員（新ＢＯＰ学童クラブ事業に従事する常勤の職員及び再任用短時間勤
務職員）及び新ＢＯＰ事務局長の職務の補助に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、新ＢＯＰ運営に関し、所属長の指示する事項
- (7) 研修の受講

区と事業者の協議により研修日を設定し、派遣労働者は区による研修に参
加することとする。

(8) 児童の受入準備業務

机・椅子等備品の並替え等設営、室内・備品等清掃消毒、児童の情報共有
等のためのミーティング参加等

(9) 児童の受入業務

保護者との電話対応、児童の検温、児童の手指消毒の補助、児童の受付時の整列・誘導・呼びかけ等

(10) 児童への間食等提供業務

間食等会場の食前・食後の清掃・消毒、児童の整列・誘導・呼びかけ、配膳、食器等備品の洗浄・消毒、アレルギー児童にかかわる業務等

(11) 児童の活動準備業務

活動スペースの開錠、机・椅子等備品の並替え等設営

(12) 児童の活動の見守り業務

学童クラブ室内外の活動の場への児童の誘導・支援業務・児童の遊びと生活の指導

(13) 児童の退所管理業務

児童の退所仕度支援および補助、保護者等お迎えへの児童引き渡し、校門等までの児童の付き添い、世田谷区放課後児童システム端末操作、連絡帳の記入・管理、児童台帳に関すること

(14) 児童の緊急対応業務児童課、児童館長、新BOP事務局長および児童指導職員からの指示に基づく緊急時の対応業務（原則として時間外労働の予定はない）

(15) その他、指揮命令者の指示すること

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日は令和8年8月1日であり、派遣期間を延長した場合、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの契約とするが、派遣期間を延長しなかった場合、令和8年4月1日～令和8年7月31日までの契約とする。

※令和9年度～令和10年度についても新たな契約を結ぶことも認める。なお、契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを継続的な契約締結の条件とする。ただし、派遣期間を延長した場合とする。

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす単体の法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

- ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
- ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
- ④財務諸表（過去２年間）
- （３）世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （５）「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。
- （６）「世田谷区立新ＢＯＰにおける放課後児童健全育成業務にかかる労働者派遣事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
委員は以下のとおり。
委員長 子ども・若者部長 松本 幸夫
委員 子ども・若者部 児童課長（子ども・若者部 副参事（児童施策推進担当）を兼務） 渡邊 祐士
学校教育部 地域学校連携課長 渡部 健二郎
総務部 人事課長 山田 一哉
子ども・若者部 児童館長 白石 雄一郎

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- （１）個人情報保護・法令順守に関する考え方
 - ①派遣労働者が派遣先にて知り得た個人情報等について、労働者に向けた守秘義務の周知・徹底に関する体制。
 - ②派遣元事業者における個人情報保護体制。
- （２）実施体制
 - ①派遣元責任者及び担当者の本業務に係る専任状況などの体制。
 - ②派遣先責任者及び指揮命令者との調整役の設定。
- （３）派遣する労働者の雇用管理体制
 - ①契約期間内で派遣可能な労働者数及び配置スケジュール体制
 - ②本業務は、必要な資格や技量を有し、かつ正規職員並みの日数が勤務可能な人材を十分に確保することを目的に、派遣労働者を導入するものである。区が必要とする人数の派遣労働者を確保することを求める。上記の（３）①はこれを踏まえた体制となっているか。
 - ③区立新ＢＯＰの放課後児童健全育成業務において、放課後の児童の安全・安心な

活動の場を運営するにあたり、配慮を要する児童への対応、間食提供時のアレルギー対応、児童のケガや災害発生時等緊急時の対応等、指揮命令者の指示を正確に理解し、的確な作業が必要である。それを踏まえた、労働者の募集要件及び雇用に関する考え方。

- ④派遣労働者への教育訓練や研修の実施の有無、内容、実施時期、時間数等。
- ⑤配置決定に至る手続きの流れ。
- ⑥派遣労働者からの派遣先に対する苦情が発生した場合の対応体制。
- ⑦派遣労働者を起因とする対人または対物の事故等、突発的事項が発生した場合の対応体制。
- ⑧派遣労働者が病気または怪我により休業を要する場合、派遣元事業者が定める一定の要件に基づき休業を認めるものとする。休業を認める要件について、例として区に準ずるなどその対応体制。
- ⑨派遣労働者より、契約期間途中で退職の申し出があった場合の対応体制。

(4) 労働者災害及び通勤災害事務について

- ①派遣労働者が勤務中及び通勤経路における事故が発生した場合の対応体制（保険加入内容含む）。
- ②派遣労働者を起因とする対人または対物の事故など、突発的事項が発生した場合の対応体制。

(5) 受託実績

他自治体または官公署における労働者派遣の実績を勘案し、本業務の契約締結を行うこととする。これに伴い、他自治体または官公署における労働者派遣の実績、及び放課後児童健全育成事業に関する労働者派遣の実績。

(6) 価格の妥当性

実施するための手法や体制に見合った妥当な価格となっているか。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(区役所第2庁舎2階20番窓口)

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

電話 03-5432-2583 ファクシミリ 03-5432-3016

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和7年9月9日（火）から

令和7年9月24日（水）まで

イ 交付場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 交付方法 (1)の窓口で配布

* 世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年9月24日(水)午後5時まで必着
- イ 提出場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)
- ウ 提出方法 直接持参または郵送

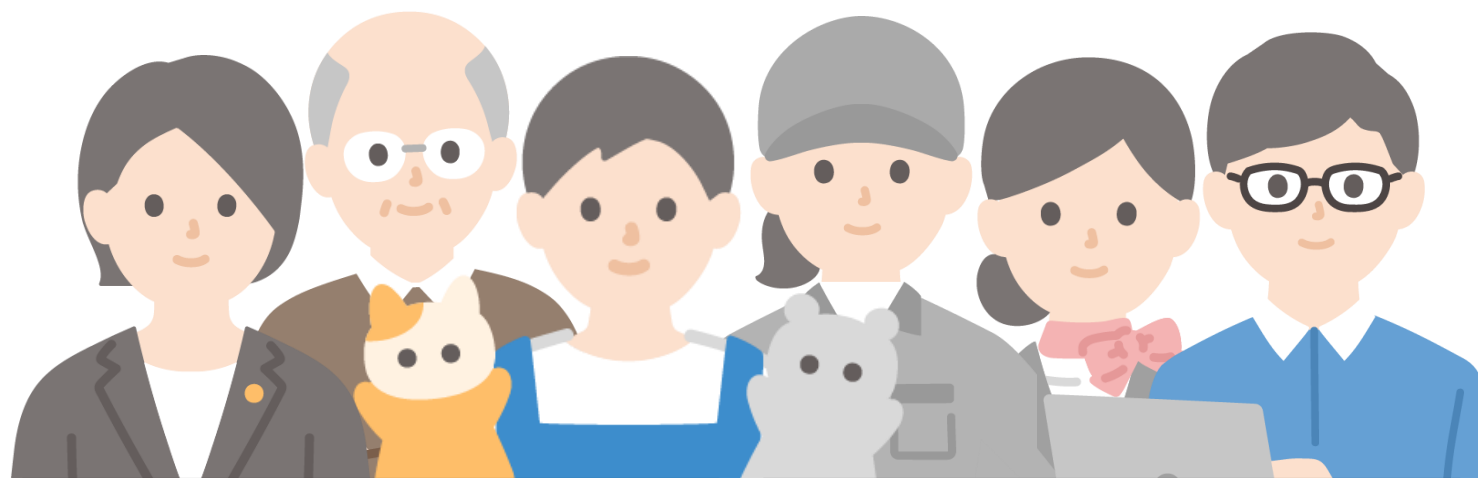
(4) 提案書・見積書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年11月7日(金)午後5時まで必着
- イ 提出場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)
- ウ 提出方法 持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。
※メールアドレスは招請通知にて記載する。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書(『世田谷区立新BOPにおける放課後児童健全育成業務にかかる労働者派遣(単価契約)』プロポーザル実施要領)による。
- (8) 本案件は、令和8年度の1時間の時間単価を1事業者あたり:4,180円(消費税・地方消費税込)以下としている。ただし、区と協議のうえ20人を超えて派遣する場合は同じく1名あたり1時間の時間単価を4,180円(消費税・地方消費税込)以下にて派遣できるものとする。区との契約では単年度で予定価格2000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- (9) 本案件は、令和8年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できません。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,177円	さ く 岩 工	4,208円	左 官	3,507円
普 通 作 業 員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配 管 工	3,039円
軽 作 業 員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	は つ り 工	3,199円
造 園 工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防 水 工	3,836円
法 面 工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板 金 工	3,634円
と び 工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タ イ ル 工	2,880円
石 工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サ ッ シ 工	3,411円
ブ ロ ッ ク 工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋 根 ふ き 工	3,602円
電 工	3,464円	高 級 船 員	4,059円	内 装 工	3,507円
鉄 筋 工	3,464円	普 通 船 員	3,273円	ガ ラ ス 工	3,358円
鉄 骨 工	3,145円	潜 水 士	5,302円	ダ ク ト 工	3,145円
塗 装 工	3,666円	潜 水 連 絡 員	3,879円	保 温 工	2,944円
溶 接 工	3,932円	潜 水 送 気 員	3,762円	設 備 機 械 工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山 林 砂 防 工	3,411円	交 通 誘 導 員 A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌 道 工	6,099円	交 通 誘 導 員 B	1,870円
潜 か ん 工	3,932円	型 わ く 工	3,369円	上 記 以 外 の 職 種	1,460円
潜 かん 世 話 役	4,707円	大 工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。